

青少年の健全な育成に関する条例に基づく一斉立入調査結果について

平成20年10月23日
京 都 府 府 民 生 活 部

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」（7月）の取組として実施した一斉立入調査の結果概要は下記のとおりでしたので、お知らせします。

1 重点調査事項

① 刃物類取扱店 （152店舗）

今年6月の秋葉原での刃物を用いた凶悪事件の発生等により、今年度集中的に立入調査を実施【調査結果】

- 府の有害がん具刃物類指定の刃物販売店舗は全体の18%（28店舗）
そのうち年齢確認の実施は96%

② 携帯電話取扱店 （2箇年で全店（295店舗）調査実施：⑳176店舗、㉑119店舗）

インターネットを利用し簡単に青少年が有害情報を入手することが可能な携帯電話の取扱店については、昨年度と2箇年で府内全店舗への立入調査を実施

【調査結果】

- 全ての店舗においてフィルタリングの方法を紹介（㉑90%）
- 有害な勧誘メールや出会い系サイトへの接続についての注意喚起58%（㉑66%）

③ まんが喫茶・インターネットカフェ （56店舗）

青少年が気軽に出入りでき簡単に有害情報等を入手することが可能なネットカフェ及びまんが喫茶について昨年度に引き続き、府内全店への立入調査を実施

【調査結果】

- 深夜入場拒否掲示している店舗88%と昨年度比8ポイント改善（㉑80%）
- 有害図書類の区分陳列している店舗75%と大幅に改善（㉑29%）
- フィルタリングソフト活用等有害情報視聴防止措置のある店舗63%で昨年度並み（㉑66%）

2 その他の調査結果

- ・カラオケボックスでの深夜入場拒否掲示は88%（㉑79%）
- ・書店、レンタルビデオ店での有害図書類の区分陳列は70%（㉑77%）
- ・コンビニエンスストアでは有害類似図書類の取扱店舗が82%。その中で、適切な区分陳列を行っている店舗は88%（㉑92%）

3 評 価

これまでの調査の際の指導等によりネットカフェでの有害図書類の区分陳列をはじめ、改善が見られるものもあるが、逆に数値が低下しているものもある。また、依然として遵守状況が6割前後のものもあり、事業者には条例遵守の徹底を図るための対応が必要

4 対 応

条例違反と思われる事項に対する指導56件、条例上の努力義務に係る要請154件を行った。
《今後の対応》

- ・調査結果を踏まえ、インターネットカフェ各店舗に対する、フィルタリングソフト等の活用による閲覧防止措置や、刃物店での刃物販売時の年齢確認について引き指導・要請していく。
- ・問題のあった店舗等については、調査時の指導に基づく改善状況を点検し、必要に応じて再指導を行う。
- ・毎年開催している関係団体との懇談会において、問題のあった事項等について業界全体としての改善の取組を要請する。

5 参 考

調 査 期 間 平成20年7月4日（金）～8月8日（金）
調 査 員 延189名（㉑延200名）
調 査 方 法 等 視認・聴取による調査、指導・要請及び啓発資料の配付
調 査 件 数 1,163件（㉑1,142件）

対象店舗等	調査件数	調査結果の概要
まんが喫茶・インターネットカフェ等	56	昨年に引き続き京都府内の全店を調査した。 98%の店舗で深夜営業をしており、この内深夜入場拒否掲示をしているのは88%（昨年度80%）で、8ポイント改善。 有害類似図書類を置いている店舗は16%あり、この内有害図書類を適切に区分陳列をしているのは75%（昨年度29%）で、大幅に改善。 フィルタリングソフトの活用等により青少年の有害情報視聴防止措置（努力義務）をしている店舗は63%（昨年度66%）であった。 年齢確認については、全店舗で行われている。
携帯電話取扱店	176	昨年度に調査をしなかった店舗を全て調査した。 全店とも、新規契約時には親権者が不要の意思表示をしない限りフィルタリングを設定するという各社の取扱規程の下で、努力義務である「保護者及び青少年に対するフィルタリングの方法の紹介」を行っている（昨年度90%）。また、58%（昨年度66%）の店舗が保護者及び青少年に対して有害な勧誘メールや出会い系サイトへの接続について注意を促している（努力義務）。
刃物類取扱店	152	東京で刃物を用いた凶悪事件が発生したこと等により、刃物店・ホームセンター・釣具店などを調査した。 シーナイフやサバイバルナイフなど条例に基づき府が有害がん具刃物類に指定している刃物を販売している店舗は18%あった。 刃物類の販売の際の年齢確認については、63%の店舗で行われている（有害指定した刃物を販売している店舗は96%、有害指定した刃物を販売していない店舗は54%）。
カラオケボックス	25	調査した全店舗で深夜営業を行っており、深夜入場拒否掲示をしているのは88%（昨年度79%）で、9ポイント改善。 年齢確認については、全店舗で行われている。
書店・レンタルビデオ店	106	70%の店舗で有害類似図書類を扱っている。有害図書類の販売に際しては、ほぼ全ての店舗で年齢確認をしているものの、有害図書類を適切に区分陳列しているのは70%（昨年度77%）であった。
コンビニエンスストア	220	98%の店舗で深夜営業をしており、この内深夜に帰宅を促す声かけ等（努力義務）をしている店舗は89%（昨年度99%）である。 有害類似図書類を扱う店舗は82%（昨年度87%）で、この内有害図書類を適切に区分陳列しているのは88%（昨年度92%）である。 有害図書類、タバコ等、アルコール類の販売に際しては、全店で年齢確認が行われている。
図書类等自動販売機等	407	届出のある場所等を調査し、届出対象の図書类等自動販売機379台及び届出対象外（下着類等を収納）の自動販売機28台を確認した。 届出対象の自動販売機については、確認できた台数と届出台数が一致しないため、今後、詳細について調査の上、指導を行っていく。
その他	21	以上のほか、新古書店、ゲームソフト取扱店、ビリヤード場等、利用カード等販売場所、ファミリーレストランを調査。
合 計	1,163件	

※件数は、自動販売機等は台数、その他は店舗数。